

古物営業法施行細則をここに公布する。

令和3年7月30日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

## 佐賀県公安委員会規則第7号

### 古物営業法施行細則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 古物営業の許可等（第2条・第3条）
- 第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第4条—第8条）
- 第4章 古物競りあっせん業者の遵守事項等（第9条・第10条）
- 第5章 監督（第11条・第12条）
- 第6章 盗品売買等防止団体に係る手続等（第13条—第16条）
- 第7章 雑則（第17条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

**第1条** この規則は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「行商規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 古物営業の許可等

#### （不許可の通知）

**第2条** 法第5条第3項の規定による不許可の通知は、別記様式第1号により行うものとする。

#### （許可の取消し）

**第3条** 法第6条第1項の規定による許可の取消しの通知は、別記様式第2号により行うものとする。

### 第3章 古物商及び古物市場主の遵守事項等

#### （管理者の解任勧告）

**第4条** 法第13条第4項の規定による管理者の解任勧告は、別記様式第3号により行うものとする。

#### （行商従業者証等に係る承認等）

**第5条** 施行規則第12条第1項の規定による承認の通知は、別記様式第4号により行うものとする。

2 施行規則第12条第1項の規定による承認をしない場合の通知は、別記様式第5号により行うものとする。

(資料の提出要求)

**第6条** 行商規程第5条の規定により資料の提出を求めるときは、別記様式第6号により行うものとする。

(作成・交付事業の廃止届出)

**第7条** 行商規程第6条第1項の規定による作成・交付事業の廃止の届出は、別記様式第7号により行うものとする。

(承認取消しの通知)

**第8条** 行商規程第7条の規定による承認の取消しの通知は、別記様式第8号により行うものとする。

#### **第4章 古物競りあっせん業者の遵守事項等**

(認定等の通知)

**第9条** 施行規則第19条の7第1項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定による認定の通知は、別記様式第9号により行うものとする。

2 施行規則第19条の7第2項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定による不認定の通知は、別記様式第10号により行うものとする。

(認定の取消し)

**第10条** 施行規則第19条の10第1項又は第19条の14第1項の規定による認定の取消しの通知は、別記様式第11号により行うものとする。

#### **第5章 監督**

(指示)

**第11条** 法第23条の規定による指示は、別記様式第12号により行うものとする。

(営業の許可の取消し等)

**第12条** 法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しの通知は、別記様式第2号により行うものとする。

2 法第24条の規定による営業の全部又は一部の停止を命ずるときは、別記様式第13号により行うものとする。

#### **第6章 盗品売買等防止団体に係る手続等**

(承認等の通知)

**第13条** 施行規則第24条第1項の規定による承認の通知は、別記様式第14号により行うものとする。

2 施行規則第24条第2項の規定による不承認の通知は、別記様式第15号により行うものとする。

(資料の提出要求)

**第14条** 施行規則第26条第3項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、別記様式第16号により行うものとする。

(是正又は改善の勧告)

**第15条** 施行規則第27条の規定により是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告するときは、別記様式第17号により行うものとする。

(承認の取消し)

**第16条** 施行規則第29条第1項の規定による承認の取消しの通知は、別記様式第18号により行うものとする。

**第7章 雑則**

(警察本部長への委任)

**第17条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、佐賀県警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 年 月 日  
号

不許可通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 古 物 商  
古 物 市 場 主 の許可については、  
次のとおり許可しないこととしたので古物営業法第5条第3項の規定により通知する。

決 定 年 月 日	年 月 日
理 由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第2号（第3条、第12条関係）

第 年 月 日 号

許可取消通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法 第6条第1項 第24条第1項 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

許可の種類	1 古物商 2 古物市場主
許可証番号	( 公安委員会 )
許可年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

- 備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。  
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日  
号

管理者解任勧告書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法第13条第4項の規定により、次の管理者の解任を勧告する。

営業所 古物市場	名称	
	所在地	
管理者の氏名		
理由		

別記様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

承認通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 行商従業者証の様式 については、古  
標 識 の 様 式

物営業法施行規則第12条第1項の規定により承認したので通知する。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日  
号

不承認通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 行商従業者証の様式  
標 識 の 様 式 については、

次のとおり承認しないこととしたので通知する。

決 定 年 月 日	年 月 日
理 由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。



別記様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

資料提出要求書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条の規定により、次のとおり資料の提出を求めらる。

提出を求めらる資料	
-----------	--

別記様式第7号（第7条関係）

作成・交付事業廃止届出書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第6条第1項の規定により、行商従業者証等の作成又は交付に係る事業を廃止したので届け出ます。

（フリガナ） 名 称	
住所又は居所	電話（ ） —
法人の種別	1 一般社団法人 2 中小企業団体（ ）
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第8号（第8条関係）


第 年 月 日  
号

承認取消通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 

行商従業者証等の様式の承認に関する規定第7条の規定により 行商従業者証 標 識 の承認  
を取り消したので通知する。

取消年月日	年 月 日
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

認定通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方

法の認定については、古物営業法 第21条の5第1項 第21条の6第1項 の規定により、認定したので通知  
する。

認定年月日	年 月 日
営業を示すもの として使用する 名称	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第 10 号（第 9 条関係）

第 年 月 日  
号

不認定通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、次のとおり認定しないこととしたので古物営業法施行規則第 19 条の 7 第 2 項（同規則第 19 条の 12 において準用する場合を含む。）の規定により通知する。

決定年月日	年 月 日
営業を示すものとして使用する名称	
理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第 11 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日  
号

認定取消通知書

住所又は居所 (法人の所在地)

氏名 (法人の名称及び代表者)

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法施行規則 第 19 条の 10 第 1 項 第 19 条の 14 第 1 項 の規定により、古物競りあっせん業の認定を取り消したので通知する。

取消年月日	年 月 日
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県 (代表者は佐賀県公安委員会になります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第 12 号（第 11 条関係）

第 年 月 日 号

指示書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法第 23 条の規定により、次のとおり指示する。

許可の種類	1 古物商 2 古物市場主
許可証番号	( 公安委員会 )
許可年月日	年 月 日
指示理由	
指示事項	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第 13 号（第 12 条関係）


第 年 月 日 号

営業停止命令書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 

古物営業法第 24 条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

許可の種類	1 古物商 2 古物市場主
許可証番号	( 公安委員会 )
許可年月日	年 月 日
停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間 )
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。



別記様式第 14 号（第 13 条関係）

第 年 月 日

承認通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、古物営業法施行規則第 23 条の規定により承認したので通知する。

別記様式第 15 号 (第 13 条関係)

第 年 月 日  
号

不承認通知書

住所又は居所 (法人の所在地)

氏名 (法人の名称及び代表者)

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、次のとおり承認しないこととしたので通知する。

不承認年月日	年 月 日
理 由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県 (代表者は佐賀県公安委員会になります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第 16 号（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

報告・資料提出要求書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法施行規則第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり 報告 資料提出 を求める。

報告・資料提出 を求める事項	
-------------------	--

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第 17 号（第 15 条関係）

第 年 月 日  
号

是正・改善勧告書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法施行規則第 27 条の規定により、  
是正改善のため必要な措置をとるべきこと  
を勧告する。

理 由	
-----	--

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第 18 号（第 16 条関係）

第 年 月 日  
号

承認取消処分通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

古物営業法施行規則第 29 条第 1 項の規定により、盗品売買等防止団体に係る承認を取り消したので通知する。

決定年月日	年 月 日
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	